

④ その他学位、資格等

18 点

(計 100 点)

類似業務	淡水養殖に係る各種業務
対象国／類似地域	ラオス／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ラオス国においては、2000 年には主食であるコメの自給を全国レベルで達成したとされているが、稲作に適した土地に限られ、流通も困難な山岳丘陵地域、特に少数民族が多数を占める南部 4 県（アッタプー、サラワン、セコン、チャンパサック）では、2008 年に全 1,664 村中、352 村がラオス国政府により貧困村として指定されるなど、未だ食料不足や貧困が深刻な状態にある。このため、これら地域においては各地域の自然、経済及び社会環境に適した農林畜水産物の生産振興による住民の生計向上が喫緊の課題となっている。また、2005 年にクラスターと呼ばれる郡の下に 5~10 村をまとめた末端の行政単位が新たに設置され、ラオス農林省では、このクラスターに TSC (Technical Service Center) を整備し、技術普及に取り組んでいるが依然として大きな成果が得られていない。

これら状況を受け、ラオス政府は、南部 4 県の貧困住民の生計向上に向けて、クラスターを通じた技術普及の課題を解決するため、日本政府に対し技術支援を要請した。これを受けて JICA は農林省をカウンターパート機関（以下、C/P）として、南部 4 県を対象に、クラスターに基づく畜水産業を主体とした技術の普及を目指した「ラオス南部山岳丘陵地域生計向上プロジェクト」を 2010 年 11 月から 2015 年 11 月まで 5 年間の計画で実施中であり、2014 年 3 月現在、長期専門家 3 名（チーフアドバイザー、業務調整／研修・普及、業務調整／農業開発）を派遣中である。また、2012 年 12 月に中間レビューが実施され、現在そのレビューを踏まえて後半の活動を実施中である。

水産養殖の技術普及に関しては、専門家派遣により、2011 年度は約 7 ヶ月間、2012 年度は約 9 ヶ月間、及び 2013 年度は約 8 ヶ月間にわたり支援が行われた。その結果、2011-2012 年度には中核農家が育成され農民から農民への研修が実施された。2013 年度には、適正技術が特定され養殖技術ハンドブック、養殖研修カリキュラムと研修実施計画が作成されたほか、本プロジェクトが対象としている 4 県（アッタプー、サラワン、セコン、チャンパサック）から選定された 7 名の養殖中核農家を対象に種苗生産技術研修、種苗生産施設整備・親魚・ホルモン剤・ネット等の資機材供与が実施された。今後、中核農家による種苗生産をフォローアップし、彼らが核となる農民間普及の支援を実施していく予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は淡水養殖に関し、本プロジェクト長期専門家及び C/P と協働で、養殖中核農家及び一部 TSC への種苗生産技術指導を実施するとともに、2013 年度に作成された養殖研修カリキュラムと研修実施計画に基づき、養殖中核農家による一般養殖農家への技術研修実施をサポートする。また、一連の作業を通じて得られた教訓、課題を関係者に共有すると同時に、養殖技術ハンドブックの改訂を行うことを目的とする。

具体的な業務内容は以下の通り。

(1) 国内準備期間（2014 年 7 月中旬）

- ア 既存資料（専門家業務完了報告書）等から情報を収集し、要請背景及び内容について把握する。また国内で入手可能な近隣諸国で実施された養殖技術普及に関する資料から本件に必要な情報収集及び分析を行う。
- イ 現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するためのワークプラン（英文）を作成し、JICA 農村開発部へ提出し、説明する。

(2) 現地派遣期間（2014 年 7 月下旬～2014 年 9 月中旬）

- ア 現地業務開始時に JICA ラオス事務所、プロジェクト専門家、C/P 機関にワークプラン（英文）を提出し、説明する。
- イ 郡職員による養殖中核農家への種苗生産技術指導が、養殖技術ハンドブックに従って実施されているかモニタリングを行うとともに、必要に応じて技術的なアドバイスを行う。
- ウ 施設整備及び技術面で支援が必要なアッタプー県サンサイ郡の TSC で実施する種苗生産をモニタリングするとともに、必要に応じて技術的なアドバイスを行う。
- エ プロジェクト対象地域内で、2005～2010 年にかけて実施した「ラオス養殖改善・普及計画フェーズ 2 (AQIP2)」及び当プロジェクト前半の初期ステージ（2011-2012 年度）で支援した養殖中核農家の中から、2013 年度以降の展開ステージのクライテリアに基づいて、選出された 2～4 名の農家の種苗生産活動が経済的に成り立つために必要な指導助言を行う。
- オ 養殖中核農家による一般養殖農家向け養殖研修カリキュラムと研修実施計画を確認し、必要に応じてプロジェクト専門家、畜水産局職員、県・郡職員と協議の上、改訂を加える。
- カ 上記（エ）を基に、養殖中核農家による一般養殖農家への技術研修実施をモニタリングするとともに、必要に応じて技術的なアドバイスを行う。
- キ 上記（イ）から（エ）の一連の作業を通じて得られた教訓・課題をとりまとめ、プロジェクト専門家、畜水産局職員、県・郡職員に共有する。
- ク 上記（カ）の成果を踏まえ、養殖技術ハンドブックの改訂を行う。
- ケ 現地業務結果報告書（英文）を作成し、プロジェクト専門家に確認の後、畜水産局と JICA ラオス事務所に対し提出及び報告をする。

(3) 帰国後整理期間（2014 年 9 月下旬）

- ア 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA 農村開発部へ提出及び報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(4)専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン

英文 4 部（JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所、C/P 機関、プロジェクトへ各 1 部）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

(2) 現地業務結果報告書

英文 4 部（JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所、C/P 機関、プロジェクトへ各 1 部）

記載事項は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況

(3) 技術成果品

① 養殖技術ハンドブック（改訂版）（「7. 業務の内容(2)クの成果物」）

英文 4 部（JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所、C/P 機関、プロジェクトへ各 1 部）

② 中核農家が行う一般農家に対する養殖研修カリキュラム（改訂版）と研修実施計画（改訂版）（7. 業務内容(2)オの成果物）

英文 4 部（JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所、C/P 機関、プロジェクトへ各 1 部）

(4) 専門家業務完了報告書（現地写真も含む）

和文 3 部（JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所、プロジェクトへ各 1 部）

記載事項は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④ プロジェクト実施上で残された課題
- ⑤ その他

上記成果品の体裁は簡易製本とし、併せて電子データも提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation/html>)

を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積もりを計上してください）。

成田－バンコク（又はハノイ）－ビエンチャン－バンコク（又はハノイ）－成田が標準の航空路です。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程：2014年7月28日から9月19日を予定。
- ② 現地での業務体制：本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は以下のとおり。（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ）。
 - ア チーフアドバイザー（長期派遣専門家）
 - イ 業務調整／研修・普及（長期派遣専門家）
 - ウ 業務調整／農業開発（長期派遣専門家）
- ③ 便宜供与内容：プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおり。
 - ア 空港送迎：あり
 - イ 宿泊手配：あり
 - ウ 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供
 - エ 通訳傭上：なし
 - オ 現地日程のアレンジ：プロジェクトチームが必要に応じアレンジ
 - カ 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス内の執務スペース提供

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する資料は、JICA 農村開発部（Tel:03-5226-8452）にて閲覧できます。
- ② 本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。
 - ア プロジェクト概要
<http://www.jica.go.jp/project/laos/007/outline/index.html>
 - イ プロジェクトニュース
<http://www.jica.go.jp/project/laos/007/news/index.html>

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効にさせていただきます。
- ② ラオス国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室、ラオス事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上